

意見書

無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第 99 条の 12 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 20 年 3 月 14 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 20 年 4 月 9 日

主任審理官 西本 修一

記

第 1 意見

無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

適合表示無線設備のみを使用する放送局の免許手続を簡略化すること。（第 15 条の 4 関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 4 章第 2 節の 8 においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局に使用するための無線設備（他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）を特定無線設備とすること。（第 2 条第 1 項関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、地上デジタルテレビジョン放送において、比較的小規模なエリアをカバーするための無線設備を技術基準適合証明制度の対象とすることによって、無線局免許の手続において簡易な免許手続を利用することを可能とし、地上デジタルテレビジョン放送の普及・促進に資することを目的として制度改正するものである。

無線局免許手続規則の改正については、技術基準適合証明を受けることによって技術基準の適合性があらかじめ担保されている無線設備を用いて放送局を開設する場合、電波法の特例として、予備免許や落成後の検査の手続が省略される簡易な免許手続を利用することを可能とするための改正を行う。

また、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正については、空中線電力が 50mW 以下の地上デジタルテレビジョン放送を行うための無線設備を技術基準適合証明の適用対象である特定無線設備と位置づけるための改正を行うとともに、関係規定の整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
社団法人日本民間放送連盟	賛 成	
社団法人日本CATV技術協会	賛 成	要望あり

第3 理由

本件は、地上デジタルテレビジョン放送におけるギャップフィラーを特定無線設備とするため、無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

平成 23 年の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向け、今後、全国で中小規模の中継局整備が加速される予定であり、地上デジタルテレビジョン放送が電波の混信妨害の影響を受けるデジタル混信問題やビル等の建造物によって発生した陰による建造物遮へい難視問題に対する対策が求められている。このような背景から、情報通信審議会では「放送システムに関する技術的条件」のうち「デジタル混信等の難視対策のためのギャップフィラーに関する技術的条件」について審議を行い、本年 1 月に答申されたところである。

一方、放送波を受信してごく小さな電力により再送信を行うことでこれらの難視状態を解消するギャップフィラーについては、比較的小規模な無線設備である特長を活かし、難視が発生しているエリアにおいて迅速に置局したいという要望が寄せられている。

今回の改正は、このような状況を踏まえ、ごく小さな電力（50mW以下）を使用するギャップフィラーを技術基準適合証明が受けられる無線設備（特定無線設備）とするために必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線局免許手続規則の改正案では、免許手続が簡略化される適合表示無線設備使用無線局に放送局を追加している。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、ごく小さな電力を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備（ギャップフィラー）を特定無線設備として追加している。

これらは、ごく小さな電力を使用するギャップフィラーを特定無線設備とし、予備免

許や落成後の検査の手続が省略される簡易な免許手続とするための規定の整備を行うものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、無線従事者資格の緩和に関する要望については、総務省から、本件諮問事項とは直接的には関係のない要望であるが、今後の業務の参考意見とする旨の回答があり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、地上デジタルテレビジョン放送の中継局の迅速な整備に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>社団法人日本 CATV 技術協会</p> <ul style="list-style-type: none">受信障害対策中継放送を行う放送局を開設する場合は、第2級陸上無線技術士の選任が必要になっているが、極微小電力(50mW以下)を使用する地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備の場合は、本特定無線設備の技術基準適合証明制度を併用することで、選任する無線技術者の資格が緩和されることを要望する。	<p>本件とは直接的には関係のない要望ではあるが、今後の業務の参考意見として承る。</p>